

保健師

令和7年度 赤磐市育休代替等任期付職員採用試験受験案内

○育休代替等任期付職員とは・・・

- ・育休代替等任期付職員は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業等を取得する定数内職員の代替職員として、任期を定めて採用する職員です。
- ・任用期間は、原則として職員の育児休業等の取得期間となります。
- ・勤務条件（給与、勤務時間、服務等）は、基本的に正規職員と同等ですが、育児休業は取得できません。
- ・任用期間中は、赤磐市職員として、勤務条件だけではなく、職務に対する責任等も正規職員と同様となりますので、育児休業を取得している職員の業務を担当していただきます。



1 職種・採用予定人員・職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
保健師	1人程度	保健衛生に関する業務及び一般事務に従事

2 受験資格

(1) 年齢・性別は問いません。

(2) 必要な資格・技能等

職 種	受 験 資 格
保健師	保健師免許を取得後、保健師、看護師または助産師としての職務経験（以下、「保健師等職務経験」という。）が3年以上ある人（※）

※「保健師等職務経験」について

○保健師免許を取得後、保健師、看護師または助産師として勤務した職務経験が該当します。

○「職務経験が3年以上」とは、平成27年4月1日から令和7年10月31日までの間の職務経験のみが該当します。

なお、常勤または常勤に準ずる形態（週30時間以上勤務）で、該当の業務に従事した期間のうち、1年以上継続して就業した期間を通算します。また6か月毎の雇用契約であった場合で、継続して1年以上勤務している場合は、経験年数として通算できます。

○育児休業や休職等で休んでいた期間は除きます。

(3) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

①日本の国籍を有しない者

②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・赤磐市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 受験申し込みの受付

(1) 受付期間 令和7年11月4日（火）～令和7年12月2日（火）必着

(2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）

(3) 提出書類 ※ すべて赤磐市ホームページからA4サイズでダウンロード、印刷してください。

- ① 赤磐市育休代替等任期付職員採用試験受験申込書（市指定用紙）
写真（横3cm×縦4cmで3か月以内に撮影したもの）を貼付
- ② エントリーシート（市指定用紙）
- ③ 保健師免許証の写し
- ④ 職務経歴書（市指定用紙）

- (4) 提出先・問い合わせ先 **※ 原則として郵送による提出としてください。**
 〒709-0898 赤磐市下市344番地
 赤磐市役所 赤磐市総務部総務課総務人事班(本庁舎2階) TEL 086-955-4782
 封筒の表に「**採用試験受験申込書**在中」と朱書きしてください。
※ 簡易書留又は特定記録によらない場合の事故等については責任を負いません。
- (5) 受験票の交付
 受験票は、受験申し込み受付後、受験番号等を記載して本人宛に送付します。
(写真を貼付の上、第1次試験当日に必ず持参してください。)
 なお、試験日の1週間前までに受験票が到着しない場合は、(4)の問い合わせ先まで連絡してください。

4 試験日・試験項目・試験会場

試験日	科 目	合格者発表
【第1次試験】 12月14日(日)	◆事務適性検査 択一式(10分) 事務の正確さ、迅速さ等をみる能力検査	12月下旬
	◆性格検査 択一式(40分) 一般的な性格検査	
	◆書類審査 受験申込時に提出するエントリーシート	
【第2次試験】 令和8年 1月17日(土) 1月18日(日)	個別面接	令和8年 1月下旬
試験会場	赤磐市役所(赤磐市下市344番地) など	

- ※ エントリーシートは、書類審査及び個別面接において使用します。
 ※ 試験日は応募状況に応じて追加する場合があります。
 ※ 各試験当日の時間割、試験項目、会場等の詳細については受験者に直接通知します。
 ※ 電話等による可否の確認には一切応じられません。

5 採用及び任用形態等について

- (1) この試験の合格者については、育休代替等任期付職員採用候補者名簿に登載され、合格発表日以降、育児休業等を取得する職員の代替として、任期付職員の採用が必要となった場合に、成績上位者から順次採用されます。(有効期限は、合格発表の日から3年間)
- (2) 育児休業等を取得する職員の代替ですので、職員の育児休業等の取得状況によっては、必ずしも合格発表後ただちに採用されるとは限りません。
- (3) 任用期間は、おおむね1年以上3年未満ですが、各職員の育児休業等の請求期間に応じて、採用時に決定されることになります。場合によっては、1年未満となることがあります。
- (4) 職員の育児休業等の期間に変更があった場合には、任用期間が更新又は短縮される場合があります。
- (5) 一度採用されて任期を満了した場合も、名簿の有効期間内であれば再度任用されることがあります。

6 給与等について

- (1) 育休代替等任期付職員の給料月額は、概ね次のとおりで、職歴等により一定の額が加算されます。なお、勤務場所により変更される場合があるほか、今後の給与改定の状況等によっては、支給額が増減することがあります。

初任給	大学卒	225,600円
大学卒業後、職務経験が5年の場合	大学卒	252,100円

※ 職歴等を有する人は、条件により加算されます。

※ その他、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当など）がそれぞれの条件に応じて支給されます。

7 その他

- (1) 提出書類の記載内容に虚偽があった場合には、合格を取り消す場合があります。
- (2) 提出された書類は、合否に関わらず返却しません。また、採用試験以外の目的では使用しません。
- (3) 試験当日、自然災害による試験の中止等の情報は、受験申込メールアドレスにお知らせしますので、パソコンからのメール（jinji@city.akaiwa.lg.jp）を受信できる状態にしておいてください。